

風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定書

島根県出雲県土整備事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人島根県出雲地区建設業協会会長（以下「乙」という。）は、島根県と社団法人島根県建設業協会が締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第3条第2項に基づき、風水害・地震災害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の災害応急対策業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、公共土木施設のパトロール、障害物の除去及び交通規制措置、応急工事（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより住民の安全を確保することを目的とする。

（応急対策業務実施者）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議の上、一般社団法人島根県出雲地区建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができるものとする。

1 乙は、前項の規定により、担当区間又は地域を決定若しくは変更したときは、「別記様式1」により甲に提出するものとする。

2 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資材等の数量を取りまとめ、「別記様式2」により甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準に至り応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、施工業者に「別記様式3」により出動を要請するものとする。

〔要請基準〕

ア 24時間雨量80mm以上、又は時間雨量20mm以上の降雨があった場合

イ 震度4以上の地震が発生した場合

ウ その他甲が特に必要と認めた場合（局地的豪雨、豪雪等）

2 施工業者は、災害により電話等が途絶し甲との連絡が不可能なとき又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による甲による要請がない場合であっても、前項に定める基準により判断し、出動するものとする。

（活動）

第4条 施工業者は、パトロール実施の結果、応急対策の必要があると認めたときは、その状況を甲に連絡し、甲の指示により必要な対策を講ずるものとする。

2 施工業者は、甲の指示がない場合であっても、緊急に応急対策の必要があると認めたときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

(報告)

第5条 パトロールを実施した施工業者は、被害状況等を速やかに甲に連絡するものとする。

2 施工業者は、応急対策業務を実施したときは、「別紙様式4」により、活動状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の活動に要した経費は、甲が負担し、施工業者に支払うものとする。

2 経費は、前項第2項の報告に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(損害の負担)

第7条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて従事した者(以下「従事者」という。)がその業務において、負傷者若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、契約の締結の日の属する年度の3月31日をもって満了するものとする。ただし、終了目前30日までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

(摘要)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 島根県出雲県土整備事務所
所長 宮川 治



乙 一般社団法人
島根県出雲地区建設業協会
会長 中筋豊通



平成 年 月 日

施工業者名 様

島根県出雲県土整備事務所長

風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり応急対策業務の出動を要請します。

記

- 1 業務の種類
・パトロール ・障害物除去 ・通行規制措置 ・応急工事
- 2 工事等場所
路線・河川名

○○ 市 町 大字
 群
- 3 被害状況
- 4 工事内容
- 5 その他

別記様式 4

平成 年 月 日

島根県出雲県土整備事務所長 様

(施工業者名)

風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、業務活動状況を下記のとおり報告します。

記

活動年月日	路線・河川名	場 所	活 動 状 況	
			活 動 内 容	数 量

※資料として、写真(テープ・ポール等により、幅、長さ、面積等が判断できるもの)を、また必要に応じて概略平面図・横断図等を添付すること。